

○那覇市屋外広告物条例施行規則

平成24年12月28日

規則第52号

改正 平成25年3月29日規則第57号

平成26年12月26日規則第59号

平成28年3月29日規則第30号

令和2年3月26日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市屋外広告物条例(平成24年那覇市条例第69号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第11条又は第14条第5項から第9項までの規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真
- (2) 色彩及び意匠を表す図面
- (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。)
- (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し
- (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(許可等の通知)

第3条 市長は、条例の規定による許可をしたときは、屋外広告物許可書(第2号様式)に屋外広告物許可証(第3号様式)を添付して、当該許可の申請をした者に交付するものとする。ただし、はり紙、はり札等又は立看板に係る許可にあっては、当該はり紙、はり札等又は立看板に屋外広告物許可印(第4号様式)を押印することにより、屋外広告物許可証の交付に代えることができる。

2 市長は、前項の許可について許可しないときは、その旨及び理由を当該許可の申請をした者に通知するものとする。

(表示等の完了の届出)

第4条 条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の表示等を完了したときは、速やかに、屋外広告物表示(設置)完了届出書(第5号様式)に当該広告物等の現況を示すカラー写真を添付して、市長に届け出るものとする。ただし、当該許可の期間が1月以内の広告物等については、この限りでない。

2 前項の規定は、条例第14条第11項又は第12項の規定による届出をした者が当該届出に係る広告物等又ははり紙等の表示又は設置を完了した場合について準用する。

(景観保全型広告整備地区における届出等)

第5条 条例第12条第6項の規則で定める広告物等は、条例第14条第2項第1号に掲げる広告物等で表示面積が1平方メートルを超えるものとする。

2 条例第12条第6項の規定による届出は、屋外広告物表示(設置)届出書(第6号様式)に第2条第1号から第3号までに掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の届出を受け付けたときは、届出済標識(第7号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。ただし、はり紙、はり札等又は立看板に係る届出にあつては、当該はり紙、はり札等又は立看板に届出済印(第8号様式)を押印することにより、届出済標識の交付に代えることができる。

(広告物協定地区における認定の申請等)

第6条 条例第13条第1項、第3項又は第8項の認定を受けようとする者は、広告物協定認定申請書(第9号様式)に広告物協定書の写し及び広告物協定地区の位置図(条例第13条第8項の認定を受けようとする場合を除く。)を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、広告物協定認定書(第10号様式)を交付するものとする。

(適用除外の基準)

第7条 条例第14条第2項第1号、第2号及び第5号、同条第3項第1号、同条第4項並びに同条第10項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(規則で定める施設又は物件)

第7条の2 条例第14条第8項の規則で定める施設又は物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置する施設又は公共掲示板、案内図板、案内標識等の物件
- (2) 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設又は当該施設に付随する物件
- (3) その他市長が指定するもの

(規則で定める公共的な取組)

第7条の3 条例第14条第9項の規則で定める公共的な取組は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体及び地域住民等が実施主体となつて行う行事又は催物
- (2) 防犯又は防災に関する取組
- (3) 道路、公園その他の公共施設の清掃、美化又は維持管理
- (4) その他商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を主たる目的としないものであつて、地域の活性化、地域コミュニティの発展等に寄与するものとして市長が認める取組

(公共的目的の広告物等に係る届出等)

第8条 条例第14条第11項及び第12項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物表示(設置)届

出書に第2条各号に掲げる書類を添付し、正副2通を市長に提出するものとする。

2 第5条第3項の規定は、前項の届出があった場合について準用する。

(軽微な変更又は改造)

第9条 条例第14条第11項及び第12項、条例第15条第2項並びに条例第20条の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 広告物等をその許可又は届出当時の表示内容、形状、色彩、意匠又は許可に付せられた条件に変更を加えない程度に修繕し、補強し又は塗り替えるもの

(2) 劇場、映画館等常設の興行場が設置する物件に位置及び形状を変更することなく興行内容を表示する広告物を定期的に変更するもの

(3) 新聞又ははり紙を掲出するため設置する物件に位置及び形状を変更することなく表示する広告物を定期的に変更するもの

(蛍光塗料等の禁止)

第10条 条例第16条第6号の規則で定める塗料等は、蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料とする。

(許可の基準)

第11条 条例第17条第1項の規定により規則で定める許可の基準は、別表第2から別表第4までのとおりとする。

(許可の期間)

第12条 条例第18条第2項の規定により規則で定める許可の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) はり紙、はり札等、広告旗、つり下げ広告又は気球広告 1月以内

(2) 立看板又は広告幕 1年以内

(3) 前2号に掲げる広告物等以外のもの 3年以内

(継続の許可の申請)

第13条 条例第19条の許可を受けようとする者は、屋外広告物継続許可申請書(第11号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

(1) 屋外広告物安全点検報告書(第12号様式)

(2) 広告物等の表示等を行う場所の現況を示すカラー写真(申請の日前3月以内に撮影したものに限る。)

(3) 点検資格者(条例第22条の2第2項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)の資格を証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(変更等の許可の申請)

第14条 条例第20条の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更等許可申請書(第13号様式)に、変更又は改造の内容を明らかにした書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

(許可等の表示)

第15条 条例第21条第1項の規則で定める許可証は、第3条第1項の屋外広告物許可証とする。

2 条例第21条第1項ただし書の規則で定める許可の押印は、第3条第1項の屋外広告物許可印とする。

3 条例第21条第3項の規則で定める届出済標識は、第5条第3項の届出済標識とする。

4 条例第21条第3項ただし書の規則で定める届出済印の押印は、第5条第3項の届出済印とする。

(点検)

第15条の2 条例第22条の2第2項第2号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士の資格を有する者

(2) 次に掲げる者であって、屋外広告業に関する3年以上の実務経験を有するもの

ア 条例第44条の講習会を修了した者

イ 条例第45条第1項第3号に掲げる者、同項第4号に掲げる者(同号の職業訓練の課程を修了したものに限る。)又は同項第5号に掲げる者

(3) 条例第45条第1項第4号に掲げる者(同号の職業訓練の課程を修了した者を除く。)

(4) その他前3号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として市長が定める者

2 条例第22条の2第2項の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗又は気球広告とする。

(除却の届)

第16条 条例第23条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却(滅失)届出書(第14号様式)を提出して行うものとする。

2 前項の届出には、広告物等を除却したことを示すカラー写真を添付しなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示の場所等)

第17条 条例第27条第1項第1号の規則で定める場所は、那覇市公告式規則(平成16年那覇市規則第39号)第2条第2項の市役所前の掲示場及び広告物等を保管した道路管理課とする。

2 条例第27条第2項の規則で定める保管物件一覧簿は、保管物件一覧簿(第15号様式)とする。

3 条例第27条第2項の規則で定める場所は、道路管理課とする。

(保管した広告物等の売却の方法)

第18条 条例第29条の規則で定める方法は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び条例に定めるもののほか、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)の規定を準用する。

(広告物等の返還に係る受領書)

第19条 条例第31条の規則で定める受領書は、受領書(第16号様式)とする。

(身分証明書)

第20条 条例第32条第2項(第52条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める身分証明書は、身分証明書(第17号様式)とする。

(管理者の資格等)

第21条 条例第34条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、立看板、広告幕、広告旗、つり下げ広告又は気球広告とする。

2 条例第34条第2項の規則で定める広告物等は、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものとする。

3 条例第34条第2項の規則で定める資格を有する者は、第15条の2第1項第2号又は第3号に該当する者とする。

(管理者等の届出)

第22条 条例第35条の規定による届出は、それぞれ次に掲げるところによるものとする。

(1) 条例第35条第1項の届出 屋外広告物管理者設置届出書(第18号様式)

(2) 条例第35条第2項の届出 屋外広告物設置者(管理者)変更届出書(第19号様式)

(3) 条例第35条第3項の届出 屋外広告物除却(滅失)届出書(第14号様式)

(4) 条例第35条第4項の届出 屋外広告物設置者(管理者)氏名等変更届出書(第20号様式)

(登録の更新の申請期限)

第23条 屋外広告業者は、条例第36条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに更新の登録の申請をしなければならない。

(登録申請書の様式)

第24条 条例第37条第1項の登録申請書は、屋外広告業者登録申請書(第21号様式)とする。

(登録申請書の添付書類)

第25条 条例第37条第2項及び次項第1号の誓約する書面は、誓約書(第22号様式)とする。

2 条例第37条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 登録申請者が法人である場合にあってはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人が条例第39条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第45条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(3) 登録申請者(法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面

(4) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書

(5) 登録申請者が個人である場合にあっては、登録申請者(営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人を含む。)の住民票の写し又はこれに代わる書面

3 前項第3号の略歴を記載した書面は、略歴書(第23号様式)とする。

(変更の届出)

第26条 条例第40条第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるもので

あるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業者登録事項変更届出書(第24号様式)に添付しなければならない。

- (1) 条例第37条第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書
- (2) 条例第37条第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が個人である場合に限る。) 住民票の写し又はこれに代わる書面
- (3) 条例第37条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
- (4) 条例第37条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第2項第1号及び第3号の書面
- (5) 条例第37条第1項第4号に掲げる事項の変更 住民票の写し又はこれに代わる書面並びに前条第2項第1号及び第3号の書面
- (6) 条例第37条第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第2項第2号の書面
(屋外広告業者登録簿)

第27条 条例第38条第1項の規則で定める屋外広告業者登録簿は、屋外広告業者登録簿(第25号様式)とする。

2 条例第41条の規則で定める閲覧場所は、都市計画課とする。

3 条例第38条第2項の規定による通知は、屋外広告業者登録済証(第26号様式)の交付により行うものとする。

(廃業等の届出)

第28条 条例第42条第1項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(第27号様式)によるものとする。

(講習会の開催等)

第29条 市長は、条例第44条第1項の規定による講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ、開催の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を告示するものとする。

2 講習会の講習科目は、次のとおりとする。

- (1) 広告物等に係る法令に関する事項
- (2) 広告物等の表示等の方法に関する事項
- (3) 広告物等の施工に関する事項

3 次に掲げる者については、前項第3号に掲げる講習科目の受講を免除する。

- (1) 建築士法第2条第1項の建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項の電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定に合格した者又は職業訓練の課程を修了した者であって、帆布製品製造取付けに係るもの(講習会の受講)

第30条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(第28号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、前条第3項の規定による講習科目の受講の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する証書等の写しを添付しなければならない。

(講習会修了証書の交付等)

第31条 市長は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書(第29号様式)を交付するものとする。

2 前項の講習会修了証書の交付を受けた者は、当該講習会修了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、市長にその理由を記載した書類を提出して講習会修了証書の再交付を申請することができる。

(業務主任者の資格等)

第32条 条例第45条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有するものの認定は、広告物等の表示等についての営業所における責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反したことがない者について行う。

2 前項の認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書(第30号様式)に、同項の5年以上の経験を有することを証する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の認定をしたときは、申請者に認定証(第31号様式)を交付するものとする。

(標識の掲示)

第33条 条例第46条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 営業所名
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第46条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(第32号様式)によるものとする。

3 条例第50条第2項の規定により条例第36条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者(以下「特例屋外広告業者」という。)に係る前2項の規定の適用については、第1項第2号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、前項中「屋外広告業者登録票(第32号様式)」とあるのは「屋外広告業者届出済票(第33号様式)」とする。

(帳簿の記載事項等)

第34条 条例第47条の営業に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物等の表示等の場所
- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物等の表示等の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第47条の帳簿は、屋外広告物契約台帳(第34号様式)によるものとする。

3 第1項各号に掲げる事項が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

4 第2項の帳簿(前項の規定により記録が行われた電磁的記録を含む。次項において同じ。)は、広告物等の表示等の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(特例屋外広告業者の届出)

第35条 条例第50条第3項の規定による届出は、特例屋外広告業者届出書(第35号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 沖縄県条例の規定による屋外広告業の登録を受けたことを証する書面
- (2) 第25条第2項第2号に掲げる書面

2 市長は、前項の届出を受理したときは、特例屋外広告業者届出済証(第36号様式)を交付するものとする。

(特例屋外広告業者の変更の届出)

第36条 条例第50条第3項の規定による届出事項を変更したときの届出は、特例屋外広告業者届出事項変更届出書(第37号様式)によるものとする。

2 前項の届出の内容が業務主任者に関するものであるときは、第25条第2項第2号に掲げる書面を特例屋外広告業者変更届出書に添付しなければならない。

(特例屋外広告業者届出簿)

第37条 条例第50条第7項の特例屋外広告業者届出簿は、特例屋外広告業者届出簿(第38号様式)とする。

2 条例第50条第7項の規則で定める閲覧場所は、都市計画課とする。

(監督処分簿)

第38条 条例第51条第1項の屋外広告業者監督処分簿は、屋外広告業者監督処分簿(第39号様式)とする。

2 条例第51条第1項の規則で定める閲覧場所は、都市計画課とする。

3 条例第51条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の登録番号又は届出番号、登録年月日又は届出年月日、商号、氏名

及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 処分の根拠となった条例の条項

(3) 処分の期間

(4) 処分の原因となった事実

(5) その他市長が必要と認める事項

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日規則第57号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年12月26日規則第59号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

付 則(平成28年3月29日規則第30号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月26日規則第10号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

適用除外の基準

区分	基準
条例第14条第2項第1号(自家用広告物等)	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 設置の方法は、別表第3第2項広告物等の種類ごとの基準に適合していること。 (4) 表示面積の合計は、条例第9条に掲げる禁止地域等においては1事業所等につき5平方メートル以下で、禁止地域等以外の地域においては1事業所等につき10平方メートル以下であること。
条例第14条第2項第2号(管理上の必要に基づき表示する広告物等)	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 設置の方法は、別表第3第2項広告物等の種類ごとの基準に適合していること。 (4) 表示面積は、条例第9条に掲げる禁止地域等においては1か所につき1平方メートル以下で、禁止地域等以外の地域においては1か所につき5平方メートル以下であること。
条例第14条第軌道	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。

2項第5号(軌道車両又は自動車に表示される広告物)	車両	<p>(3) 絵画その他の具象的な図柄(写真を除く。)を表示する広告物で、営利を目的としないものであること。</p> <p>(4) 表示面積の合計は、左右の側面においてはそれぞれ2平方メートル以下で、前面及び後面においてはそれぞれ1平方メートル以下であること。</p> <p>(5) 個数の合計は、左右の側面においてはそれぞれ3個以下で、前面及び後面においてはそれぞれ1個であること。</p>
	自動車	<p>(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。</p> <p>(2) 表示面積の合計は、左右の側面においてはそれぞれ2平方メートル以下(小型車にあっては、0.5平方メートル以下)で、後面においては1平方メートル以下(小型車にあっては、0.5平方メートル以下)であること。</p> <p>(3) 個数の合計は、左右の側面においてはそれぞれ3個以下(小型車にあっては、2個以下)で、後面においては1個であること。</p>
条例第14条第3項第1号(自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物)		<p>(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。</p> <p>(2) 電光表示広告物でないこと。</p> <p>(3) 表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。</p> <p>(4) 個数の合計は、1物件につき1個であること。</p>
条例第14条第4項(政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又		<p>(1) はり紙又ははり札等の表示面積は、1平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告旗又は立看板等の大きさは、横1メートル以下、縦2メートル以下であること。</p> <p>(3) 表示期間は、1月以内であること。</p> <p>(4) 表示期間並びに表示者又は管理者の氏名及び連絡先を明記していること。</p> <p>(5) 表示し、又は設置する場所又は施設の管理者(管理者がない場合にあっては、その所有者)の承諾を得ていること。</p>

は立看板等)	
条例第14条第10項(寄贈者名等)	(1) 大きさは、表示方向から見た場合における施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積の20分の1以下、かつ、0.5平方メートル以下であること。 (2) 寄贈者名等を表示する施設又は物件の効用を妨げないものであること。 (3) 個数の合計は、1施設又は1物件につき1個であること。

備考

- 1 「電光表示広告物」とは、発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他の表示の内容を常時変化することができる広告物をいう。
- 2 「1事業所等」とは、一つの住所、事業所、営業所又は作業場若しくはこれらの駐車場をいう。
- 3 「表示面積の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の表示面積及び既設の広告物等の表示面積を合算したものとす。
- 4 「個数の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の個数及び既設の広告物等の個数を合算したものとす。
- 5 「小型車」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1の小型自動車及び軽自動車をいう。
- 6 軌道車両又は自動車に表示される広告物の表示面積及び個数の計算をする場合は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物を含むものとする。

別表第2(第11条関係)

条例の規定による許可を要する広告物等(許可の期間が1年以内のものを除く。)の表示面積の合計の基準

1 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物が商業施設等以外の場合の基準

地域区分	表示面積の合計
住居系地域	30平方メートル以下
商業系地域	30平方メートル以下
工業系地域	30平方メートル以下

備考

- 1 「商業施設等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項の大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)
 - (2) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物であって、当該建築物の主たる用途として、店舗、飲食店、劇場、映画館、遊技場その他これらに類する用途の事業所等が存し、又は存しうる施設をいう。
- 2 「住居系地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域のうち、

第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。

3 「商業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、近隣商業地域及び商業地域をいう。

4 「工業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

5 「表示面積の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等及び既設の広告物等(いずれも条例の規定による許可を要さないものを除く。)の表示面積の合計をいう。

2 広告物等のうち電光表示広告物に係る基準

地域区分	電光表示広告物の表示面積の合計
住居系地域	5平方メートル以下
商業系地域	30平方メートル以下
工業系地域	5平方メートル以下

備考

1 「電光表示広告物」とは、別表第1備考1に規定する電光表示広告物をいう。

2 「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。

別表第3(第11条関係)

1 共通許可基準

(1) 一般基準

ア 広告物等の位置、形状、大きさ、色彩及び意匠は、当該広告物等の表示等を行う敷地、建築物その他の場所及びその周囲の景観又は環境と調和するものであること。

イ 広告物等の数量及び表示の大きさは、効果の限度において最小限にとどめているものであること。

ウ 広告物等は、当該広告物等の表示等を行う敷地、建築物及び当該敷地の接道の状況等に照らし、当該敷地又は建築物に係る特定の場所又は一定の区域内に過度に集中していないものであること。

エ 広告物等の材質は、耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置の方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。

オ 広告物等は、交通標識及び交通信号の類と混同し、若しくはこれらを遮蔽し、又はげん感させること等により道路交通に影響を与えないものであること。

カ 電照を伴うもの、イルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものは、その周囲の景観又は環境と調和するものであること。

キ 道路法、建築基準法その他の法令の適用を受ける広告物等は、これらの法令の規定に適合するものであること。

(2) 色彩に係る基準

ア 広告物等の色彩は、原則として、中間色を中心に色調を整えたものであり、かつ、地色においては、赤、黄色その他けばけばしい色を使用していないものであること。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。

イ 広告物等を建築物に表示し、又は設置する場合は、次表に定める基準に適合するものであること。

	地域区分	基準
(1)	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 風致地区 市街化調整区域	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の割合は、立面積に対し、5パーセント以下であること。
(2)	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の割合は、立面積に対し、10パーセント以下であること。
(3)	首里金城重点地区 壺屋重点地区 龍潭通り重点地区	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度8以上の色を使用するものでないこと。ただし、市長が必要と認めるときは、マンセル値による彩度8以上の色によって表示される面積の割合を、立面積に対し、5パーセント以下とすることができる。

備考

- (1)の項及び(2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、都市計画法第2章の規定により定められた地域、地区又は区域をいう。
- (3)の項地域区分の欄に掲げる重点地区については、那覇市都市景観条例第9条第1項の規定により定められた重点地区をいう。

- 3 (2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、(1)の項地域区分の欄に掲げる風致地区に係る区域を除くものとする。
- 4 (1)の項及び(2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、(3)の項地域区分の欄に掲げる重点地区に係る区域を除くものとする。
- 5 「壁面」とは、建築物の外壁等(建築物の外壁又はこれに代わる柱をいう。)の面をいう。
- 6 「マンセル値」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。
- 7 「立面積」とは、各壁面について、壁面を垂直方向に見た場合における外壁等の外郭線(広告物等が外壁等の外郭線の外側に位置するときは、当該広告物の外郭線を含む。)内を1平面とみなした面の面積をいう。
- 8 基準の欄中壁面及び広告物等における色によって表示される面積について、広告物等が外壁等の外郭線の内側に位置するときは、当該広告物等によって覆われる外壁等の部分の面積を除くものとする。

2 広告物等の種類ごとの許可基準(条例第11条の許可)

広告物等の種類	地域区分	基準
野立広告(広告板、広告塔及びサインポール)	住居系地域 工業系地域	(1) 1面当たりの表示面積が15平方メートル以下で、かつ、1事業所等における表示面積の合計が30平方メートル以下であること。ただし、全ての野立広告について1基当たりの表示面積の合計が15平方メートル以下である場合は、1事業所等における表示面積の合計を45平方メートル以下とすることができる。 (2) 広告板の高さは5メートル以下、広告塔及びサインポールの高さは10メートル以下であること。
	商業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計が30平方メートル以下であること。ただし、全ての野立広告について1基当たりの表示面積の合計が15平方メートル以下である場合は、1事業所等における表示面積の合計を45平方メートル以下とすることができる。 (2) 広告板の高さは5メートル以下、広告塔及びサインポールの高さは15メートル以下で

		あること。
屋上広告	住居系地域 工業系地域	<p>(1) 表示面積は、1面30平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さは、3.5メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの4分の1以下であること。</p> <p>(3) 個数は、建築物ごとに1個であること。</p> <p>(4) 主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物その他の工作物に設置されるものであること。</p> <p>(5) 建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと。</p>
	商業系地域	<p>(1) 表示面積は、1面50平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さは、7メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(3) 個数は、建築物ごとに1個であること。</p> <p>(4) 主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物その他の工作物に設置されるものであること。</p> <p>(5) 建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと。</p>
壁面広告	住居系地域 工業系地域	<p>(1) 1壁面における表示面積の合計が30平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の4分の1以下であること。ただし、1壁面の面積が120平方メートルを超え、かつ、当該壁面の壁面広告が全て自家用広告物である場合は、1壁面における表示面積の合計を、次の式により算定した面積以下とすることができる。</p> $30 + (1\text{壁面の面積}(\text{m}^2) - 120) \times 1/20$ <p>(2) 1壁面において同一内容の広告物等の表示等を行うときの個数の合計は、1個以下で</p>

		あること。
	商業系地域	<p>(1) 1壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の3分の1以下であること。ただし、1壁面の面積が150平方メートルを超え、かつ、当該壁面の壁面広告が全て自家用広告物である場合は、1壁面における表示面積の合計を、次の式により算定した面積以下とすることができる。</p> $50 + (1\text{壁面の面積}(\text{m}^2) - 150) \times 1/20$ <p>(2) 1壁面において同一内容の広告物等の表示等を行うときの個数の合計は、2個以下であること。</p>
突出広告	住居系地域 工業系地域	<p>(1) 1事業所等における表示面積の合計は、20平方メートル以下(1面の場合は10平方メートル以下)であること。</p> <p>(2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から1メートルを超えないものであること。</p> <p>(3) 道路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p>
	商業系地域	<p>(1) 1事業所等における表示面積の合計は、40平方メートル以下(1面の場合は20平方メートル以下)であること。</p> <p>(2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から1メートルを超えないものであること。</p> <p>(3) 道路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p>
電柱を利用するもの	住居系地域	(1) 表示面の大きさは、突出広告にあつては

	商業系地域 工業系地域	<p>横0.6メートル以下、縦1.2メートル以下で、巻付広告にあつては縦1.2メートル以下で、直塗広告及び貼付広告にあつては幅は柱の幅以下、縦は1.2メートル以下であること。</p> <p>(2) 道路面から、巻付広告又は直塗広告の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。</p> <p>(3) 個数の合計は、電柱1本につき突出広告、巻付広告、直塗広告又は貼付広告ともに各1個であること。ただし、角鉄柱において、これらを表示し、又は設置する場合は、当該角鉄柱の2面以内において行うことができる。</p> <p>(4) 道路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。取付けの方向は、歩道と車道の区別のある道路では歩道側とし、その区別のない道路では、原則として道路境界線側であること。</p>
街灯柱を利用するもの	住居系地域 商業系地域 工業系地域	<p>(1) 規格は、原則として統一することとし、表示面積の合計は、1面0.3平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 個数の合計は、街灯柱1本につき1個限りとし、巻付広告、直塗広告又は貼付広告は表示しないこと。</p> <p>(3) 道路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p>
はり紙、はり札等	住居系地域 商業系地域 工業系地域	<p>(1) 表示面積は、1平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 同一内容のものは、1か所につき2枚以下であること。</p>
立看板等	住居系地域	(1) 表示面の大きさは、幅1メートル以下、長

	商業系地域 工業系地域	<p>さ2メートル以下で、脚の長さは0.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 倒伏のおそれがないように固定され、表示面は、可能な限り垂直であること。</p> <p>(3) 信号機、主要な交差点(幅員8メートル以上の道路が相互に交差する交差点をいう。以下同じ。)の角、道路標識(主要な交差点の角から10メートル以内にある道路標識に限る。以下同じ。)及びカーブミラーから、それぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。</p>
アーチ広告	住居系地域 商業系地域 工業系地域	<p>(1) 表示面積の合計は、1面30平方メートル以下であること。</p> <p>(2) アーチ全体の長さは、12メートル以下であること。</p> <p>(3) 設置場所は、原則として繁華街又はこれに準ずる地域であること。</p>
広告幕 (横断幕、懸垂幕等)	住居系地域 商業系地域 工業系地域	<p>(1) 表示面の大きさは、幅1.8メートル以下、長さ20メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の壁面に表示する個数の合計は、1壁面3個以下であること。</p> <p>(3) 広告幕の外周に風圧に耐える措置を講じること。</p> <p>(4) 地上から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p> <p>(5) 道路を横断する広告幕にあつては、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーから、それぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。</p>
広告旗 (旗、のぼり等)	住居系地域 商業系地域 工業系地域	表示面積は、2平方メートル以下であること。

塀又は垣広告	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面積の合計は、塀又は垣のそれぞれの面の2分の1以下、かつ、20平方メートル以下であること。 (2) 個数の合計は、塀又は垣の1面につき3個以下であること。 (3) 表示方向から見た場合における塀又は垣の外郭線から突出しないこと。
気球広告	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 気球の直径は、3メートル以下であること。 (2) 広告物の長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.5メートル以下であること。 (3) 設置箇所から気球の上端までの垂直距離は、50メートル以下であること。 (4) 取付位置は、電線、煙突、高圧線等の施設物に接触しないものであること。 (5) 広告面にネットを使用していること。

備考

- 1 「1事業所等」とは、別表第1備考2に規定する1事業所等をいう。
- 2 「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。
- 3 「個数の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等及び既設の広告物等(いずれも条例の規定による許可を要さないものを除く。)の個数の合計をいう。

別表第4(第11条関係)

条例第14条第5項から第9項までの許可の基準

区分	基準
条例第14条第5項(自家用広告物等)	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。 (3) 表示面積の合計は、1事業所等につき30平方メートル以下(個数が1個の場合は、20平方メートル以下)であること。ただし、条例第9条第1項第2号から第4号まで及び同項第7号の地域においては、10平方メートル以下であること。 (4) 電光表示広告物の表示面積の合計(表示しようとする電光表示広告物の表示面積及び許可を受けた既設の電光表示広告物の表示面積を合算したものとす。)は、1事業所等につき5平方メートル以下であること。
条例第14条第6項(軌道)	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。

車両に表示される広告物)		(2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計(表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したものとする。)は、10平方メートル以下であること。ただし、軌道車両の管理者が、表示される広告物について一定の審査手続を行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。
条例第14条第7項(案内広告物等)	道標柱	(1) 表示面積は、1個につき0.5平方メートル以下であること。 (2) 高さは、1.5メートル以下であること。
	道標板	(1) 表示面積は、1個につき0.3平方メートル以下であること。 (2) 高さは、2メートル以下であること。
	案内図板	(1) 表示面積は、1個につき5平方メートル以下であること。 (2) 高さは、2.5メートル以下であること。
条例第14条第8項(公益上必要な施設等における広告物等)		(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。 (3) 1面当たりの表示面積が2平方メートル以下で、かつ、1か所における表示面積の合計が4平方メートル以下であること。 (4) 高さは、2.5メートル以下であること。 (5) マンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の合計が、1か所における表示面積の合計の3分の1以下であること。 (6) 個数の合計は、1施設又は1物件につき2個以下であること。ただし、市長が特に認める広告物等については、この限りでない。 (7) 車両を運転する者から視認することのできる電光表示広告物である場合は、15秒以上静止した映像のみを表示するものであること。
条例第14条第9項(公共的な取組に係る広告物等)		(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。 (3) 表示面積は、1面2平方メートル以下、1建築物又は1工作物における合計が5平方メートル以下、1施設につき20平方メートル以下で、かつ、個数の合計は、10個以下であること。ただし、公共的な取組を行う者が、表示され、又は設置される広告物等について一定の審査手続を行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。 (4) 車両を運転する者から視認することのできる電光表示広告物である場合は、15秒以上静止した映像のみを表示するものであること。

備考

- 1 「1事業所等」又は「電光表示広告物」とは、別表第1備考に規定する1事業所等又は電光表示広告物をいう。

- 2 「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考5に規定する表示面積の合計をいう。
- 3 「マンセル値」とは、別表第3第1項第2号備考6のマンセル値をいう。
- 4 「個数の合計」とは、条例第14条第8項又は第9項の規定により許可を受け表示し、又は設置される広告物等の個数の合計をいう。

第1号様式(第2条関係)

(1面)

屋外広告物許可申請書			
那覇市長 宛		年 月 日	
		申請者(注1) 住所 氏名 印 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
那覇市屋外広告物条例(第11条・第14条第5項・第14条第6項・第14条第7項・ 第14条第8項・第14条第9項)の規定により、次のとおり申請します。			
1 広告物等の 種類	種類(複数選択可) <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 電柱利用 <input type="checkbox"/> 街灯柱利用 <input type="checkbox"/> はり紙、はり札等 <input type="checkbox"/> 立看板等 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> 塀又は垣 <input type="checkbox"/> 気球 <input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 軌道車両 <input type="checkbox"/> 案内広告物等 <input type="checkbox"/> その他()		
	自家用・非自家用の別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> 左記の両方		
2 規格			
3 表示(設置) 場所	那覇市		
4 用途地域	地域		
5 区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 禁止物件 <input type="checkbox"/> ()地区		
6 表示(設置) 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
7 表示(設置) 概要			
8 他の法令の 規定による 許可等	許可等の種別		備考
	工作物に係る確認(建築基準法)	要・不要	
	道路占用許可(道路法)	要・不要	国道・県道・市道
	地区計画等に係る届出(都市計画法)	要・不要	
	その他()	要・不要	

(2面)

9 既設広告物等の概要	広告物等の種類	個数	表示面積の合計(m ²)
既設広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)			
10 電光表示広告物の総表示面積(m ²) (※2及び9の合計面積)			
11 広告物等の管理者(注2)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号)	
	氏 名 (名称・代表者)		
	資 格(注3)		
12 広告物等を表示(設置)する屋外広告業者(工事施工者)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号)	
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号・特例屋外広告業届出番号 第 号	
添付書類 (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真 (2) 色彩及び意匠を表す図面 (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。) (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真 ※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとしします。			

- 注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。(貸し看板にあつてはその所有者)
- 2 広告物等の管理者を置かなければならない場合でこの申請の際に管理者が定まっていなとき、又は管理者を置く必要がないときは、記入する必要はありません。
- 3 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

第2号様式(第3条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

屋外広告物許可書

年 月 日付で申請のあった広告物等の表示等に係る許可については、那覇市屋外広告物条例(第11条・第14条第5項・第14条第6項・第14条第7項・第14条第8項・第14条第9項・第19条・第20条)の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 表示(設置)場所 那覇市
- 2 許可の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 許可の条件
- 4 許可手数料

第3号様式(第3条関係)

No.

屋外広告物許可証

許可期限 年 月 日まで



那覇市

第4号様式(第3条関係)

No.
屋外広告物許可
許可期限
年 月 日まで
那 覇 市

第5号様式(第4条関係)

屋外広告物表示(設置)完了届出書 年 月 日 那覇市長 様 届出者 住所 氏名 印 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者の氏名)	
那覇市屋外広告物条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 表示(設置)完了年月日	年 月 日
2 表示(設置)場所	那覇市
3 広告物等の種類	
4 広告物等の数量	
5 許可(届出)年月日及び番号	年 月 日 第 号
6 表示(設置)の期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類 表示(設置)を完了した広告物等の現況を示すカラー写真	

(1面)

屋外広告物表示(設置)届出書								
						年 月 日		
<p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: right;">届出者(注1) 住所 氏名 印 電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>那覇市屋外広告物条例(第12条第6項・第14条第11項・第14条第12項)の規定により、次のとおり申請します。</p>								
1 広告物等の種類	種類(複数選択可) <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 電柱利用 <input type="checkbox"/> 街灯柱利用 <input type="checkbox"/> はり紙、はり札等 <input type="checkbox"/> 立看板等 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> 塀又は垣 <input type="checkbox"/> 気球 <input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 軌道車両 <input type="checkbox"/> 案内広告物等 <input type="checkbox"/> その他()							
	自家用・非自家用の別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> 左記の両方							
2 規格 (高さは、地上から広告物等の上端までの高さを記入してください。)	広告物等の種類	高さ(m)	縦(m)	横(m)	1面の面積(m ²)	面数(面)	数量(個)	合計面積(m ²)
	広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)							
3 表示(設置)場所	那覇市							
4 用途地域	地域							
5 区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 禁止物件 <input type="checkbox"/> ()地区							

(2面)

6 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで					
7 表示(設置)概要	屋上広告	・ 広告物等の高さ(A) _____メートル ・ 地上から広告物等の設置箇所までの高さ(B) _____メートル ※確認算式(A≤B/C) _____ ≤ _____ / _____ (備考) Cの数値は、住居系地域及び工業系地域にあつては4、商業系地域にあつては3とする。				
	壁面広告	種 別	壁面1	壁面2	壁面3	壁面4
		壁面の面積(A)				
		表示面積の合計(B)				
	※確認算式(A/B)					
立看板等 広告幕	・ 信号機、主要な交差点、道路標識及びカーブミラーからの距離 _____メートル					
8 他の法令の規定による許可等	許可等の種別				備考	
	工作物に係る確認(建築基準法)			要・不要		
	道路占用許可(道路法)			要・不要		国道・県道・市道
	地区計画等に係る届出(都市計画法)			要・不要		
	その他()			要・不要		
9 既設広告物等の概要	広告物等の種類	個数		表示面積の合計(m ²)		
	既設広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)					
10 電光表示広告物の総表示面積(m ²)(※2及び9の合計面積)						

(3面)

11 広告物等の 管理者(注2)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	
	資 格(注3)	
12 広告物等を 表示(設置)す る屋外広告業 者(工事施工 者)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号・特例屋外広告業届出番号 第 号
添付書類(注4) (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真 (2) 色彩及び意匠を表す図面 (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。) (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真 (6) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物の延べ面積及び主たる用途を明らかにする書類 ※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとしします。		

- 注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。
- 2 広告物等の管理者を置かなければならない場合でこの申請の際に管理者が定まっていないとき、又は管理者を置く必要がないときは、記入する必要はありません。
- 3 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。
- 4 条例第12条第6項の規定による届出については、(1)から(3)までの書類を添付してください。

第7号様式(第5条関係)

No.
許可期限
年 月 日まで
届 出 済
那 霸 市

第8号様式(第5条関係)



第9号様式(第6条関係)

広告物協定認定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者
住所
氏名 印
電話
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

第1項
第3項 第8項
那覇市屋外広告物条例第13条 の規定により、次のとおり申請します。

認定申請の区分	新規 ・ 変更 ・ 廃止
広告物協定の名称	
土地所有者等で組織する団体の名称	
代表者の氏名及び住所	
広告物協定地区の地名及び地番	
広告物協定地区の面積	
広告物協定の有効期間	
広告物協定に係る土地所有者等の人数(協定参加人数)	
広告物協定の概要	
変更・廃止理由 (注1)	
変更内容 (注2)	

注1 該当する方に○を囲み、理由を記入してください。

2 変更の場合のみ記入してください。

那覇市指令 第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

広告物協定認定書

年 月 日付けで認定の申請があった広告物協定については、那覇市屋外広告
第1項
物条例第13条 第3項 の規定により、次のとおり認定します。
第8項

1 認定番号

2 広告物協定の名称

3 広告物協定地区の地名及び地番

4 広告物協定地区の面積

5 広告物協定の有効期間

第11号様式(第13条関係)

屋外広告物継続許可申請書					
那覇市長 様		申請者(注) 住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	年	月 日	
那覇市屋外広告物条例第19条の規定により、次のとおり申請します。					
1 既許可事項の概要	広告物等の種類	種類(複数選択可) <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 電柱利用 <input type="checkbox"/> 街灯柱利用 <input type="checkbox"/> はり紙、はり札等 <input type="checkbox"/> 立看板等 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> 塀又は垣 <input type="checkbox"/> 気球 <input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 軌道車両 <input type="checkbox"/> 案内広告物等 <input type="checkbox"/> その他()			
	表示(設置)の数量(個)		表示面積の合計(m ²)		
	許可年月日及び番号	年 月 日	第	号	
	許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	管理者の住所、氏名				
	表示(設置)場所	那覇市			
2 更新事項	表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで			
添付書類 (1) 屋外広告物自己点検結果報告書(第12号様式) (2) 広告物等の表示等を行う場所の現況を示すカラー写真(申請の日前3月以内に撮影したものに限る。) (3) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し					

注 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。

第12号様式(第13条関係)

(1面)

屋外広告物安全点検報告書				年	月	日
那覇市長 宛		報告者				
		住所				
		氏名		印		
		電話番号				
		(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)				
屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。						
広告物の種類	屋上広告・壁面広告・突出広告・つり下げ広告・広告板・広告塔・アーチ広告・その他()					
設置場所	那覇市					
設置年月日	年 月 日					
点検年月日	年 月 日 (申請日の3か月以内であること)					
点検者 (管理者)	氏名					
	住所					
	電話番号					
	資格名称(番号)					
点検箇所	点検項目	異常の有無		改善の概要		
面	表示面の汚染、退色又は剥離、破損	有	無			
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無			
	2 基礎のクラック、支柱と根巻との隙間、支柱ぐらつき	有	無			
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無			
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部、プレート)の腐食、変形、隙間	有	無			
	2 鉄骨接合部(ボルト、ビス等)のゆるみ、欠落	有	無			

(2面)

取付部	1 アンカーボルト、取付プレート の腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣 化	有	無	
	3 取付対象部(柱、壁、スラブ)、 取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板、切り文字等の腐食、 破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	2 側板、表示面板押えの腐食、破 損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の 詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、 さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、そ の他付属品の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項 ()	有	無	

注1 はり紙、はり札等、立看板、広告幕、広告旗又は気球広告を除き、広告物等の安全点検は、点検資格者が行わなければなりません。

2 広告物等の種類により、該当する点検箇所、点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引いてください。

第13号様式(第14条関係)

(1面)

屋外広告物変更等許可申請書										
那覇市長 宛		年 月 日								
		申請者(注1) 住所 氏名 印 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)								
那覇市屋外広告物条例第20条の規定により、次のとおり申請します。										
1 変更(改造)しようとする広告物等の既許可事項の概要	広告物等の種類		種類(複数選択可) <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 電柱利用 <input type="checkbox"/> 街灯柱利用 <input type="checkbox"/> はり紙、はり札等 <input type="checkbox"/> 立看板等 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> 塀又は垣 <input type="checkbox"/> 気球 <input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 軌道車両 <input type="checkbox"/> 案内広告物等 <input type="checkbox"/> その他()							
			自家用・非自家用の別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> 左記の両方							
	表示(設置)場所		那覇市							
	許可年月日及び番号		年 月 日 第 号							
	許可の期間		年 月 日から 年 月 日まで							
2 変更(改造)事項等	広告物等の種類		高さ(m)	縦(m)	横(m)	1面の面積(m ²)	面数(面)	数量(個)	合計面積(m ²)	
	変更前									
	変更後									
	変更(改造)しようとする事項									
	変更(改造)しようとする理由									
3 用途地域		地域								
4 区分		<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 禁止物件 <input type="checkbox"/> ()地区								

(2面)

5 表示(設置)概要	屋上広告	・ 広告物等の高さ(A) _____メートル ・ 地上から広告物等の設置箇所までの高さ(B) _____メートル ※確認算式(A \leq B/C) _____ \leq _____ / _____ (備考)Cの数値は、住居系地域及び工業系地域にあつては4、商業系地域にあつては3とする。				
	壁面広告	種 別	壁面1	壁面2	壁面3	壁面4
		壁面の面積(A)				
		表示面積の合計(B)				
立看板等 広告幕	・ 信号機、主要な交差点、道路標識及びカーブミラーからの距離 _____メートル					
6 他の法令の規定による許可等	許可等の種別			備考		
	工作物に係る確認(建築基準法)		要・不要			
	道路占用許可(道路法)		要・不要		国道・県道・市道	
	地区計画等に係る届出(都市計画法)		要・不要			
7 既設広告物等の概要	広告物等の種類		個数	表示面積の合計(m ²)		
		既設広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)				
8 電光表示広告物の総表示面積(m ²)(※2及び7の合計面積)						

(3面)

9 広告物等の 管理者(注2)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	
	資 格(注3)	
10 広告物等を 表示(設置)す る屋外広告業 者(工事施工 者)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号・特例屋外広告業届出番号 第 号
添付書類 (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真 (2) 色彩及び意匠を表す図面 (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。) (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真 (6) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物の延べ面積及び主たる用途を明らかにする書類 ※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとしします。		

注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。

2 広告物等の管理者を置かなければならない場合でこの申請の際に管理者が定まっていないとき、又は管理者を置く必要がないときは、記入する必要はありません。

3 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

第14号様式(第16条、第22条関係)

屋外広告物除却(滅失)届出書		年 月 日
<p>那覇市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p>		
<p>那覇市屋外広告物条例 第23条第2項 第35条第3項 の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
1 既許可事項の概要	広告物等の種類	<p>種類(複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/>野立 <input type="checkbox"/>屋上 <input type="checkbox"/>壁面 <input type="checkbox"/>突出 <input type="checkbox"/>電柱利用</p> <p><input type="checkbox"/>街灯柱利用 <input type="checkbox"/>はり紙、はり札等 <input type="checkbox"/>立看板等</p> <p><input type="checkbox"/>アーチ広告 <input type="checkbox"/>広告幕 <input type="checkbox"/>広告旗 <input type="checkbox"/>塀又は垣</p> <p><input type="checkbox"/>気球 <input type="checkbox"/>自家用広告物等 <input type="checkbox"/>軌道車両</p> <p><input type="checkbox"/>案内広告物等 <input type="checkbox"/>その他()</p>
		<p>自家用・非自家用の別</p> <p><input type="checkbox"/>自家用 <input type="checkbox"/>非自家用 <input type="checkbox"/>左記の両方</p>
	表示(設置)場所	那覇市
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 除却(滅失)に関する事項	除却(滅失)年月日	年 月 日
	除却(滅失)数量(個)	
	除却(滅失)理由	
<p>添付書類</p> <p>除却したことを示すカラー写真</p> <p>※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとなります。</p>		

第15号様式(第17条関係)

保 管 物 件 一 覧 簿

整理 番号	保管した広告物等		放置されて いた場所	除却した 日時	保管を始 め日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					

第16号様式(第19条関係)

受 領 書

年 月 日

那覇市長 様

返還を受けた者

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり広告物等(又は広告物等を売却した代金)の返還を受けました。

返還を受けた日		
返還を受けた場所		
返還を受けた広告物等	整理番号	
	名称又は種類	
	数 量	
返還を受けた金額		

第17号様式(第20条関係)

(表)

第 号 年 月 日交付	身 分 証 明 書	所 属 氏 名 生年月日	この証明書を携帯する者は、那覇市屋外広告物条例第32条第1項又は第52条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。	那覇市長 印	5.3センチメートル
8.5センチメートル					

(裏)

<p>那覇市屋外広告物条例(抄)</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等の表示等を行う者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物等を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査する職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第52条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 第32条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p>

第18号様式(第22条関係)

屋外広告物管理者設置届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第35条第1項の規定により、次のとおり管理する者を届け出ます。

広告物等の管理者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称・代表者)	印
	資 格(注)	
広告物等に係る許可 年月日及び番号	年 月 日	第 号
表示(設置)場所		

注 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

第19号様式(第22条関係)

屋外広告物設置者(管理者)変更届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者

住 所

氏 名 印

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第35条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物等に係る許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
表示(設置)場所		
変更後の設置者(管理者)	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称・代表者)	印
	資 格(注)	
変更前の設置者(管理者)	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称・代表者)	
	資 格(注)	
変更年月日		

注 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

第20号様式(第22条関係)

屋外広告物設置者(管理者)氏名等変更届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者

住 所

氏 名 印

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第35条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物等に係る許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
設置者 (管理者)	氏 名 (名称)	新	(電話番号 — —)
		旧	
	住 所	新	〒 (電話番号 — —)
		旧	〒

第21号様式(第24条関係)

(表)

屋外広告業者登録申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者

住 所

氏 名 印

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第36条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

1 登録の種類(注1)	新規 ・ 更新	登録番号(注2)	第 号
		登録年月日(注2)	年 月 日
2 フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名及び生年月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別(注1) 1 法人 2 個人		
3 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 — —)		
4 那覇市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	名 称		
	所 在 地	〒 (電話番号 — —)	

(裏)

5 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	フリガナ 氏 名		
	資 格		
	所属営業所名		
6 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
7 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び生年月日)	生年月日 年 月 日	
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 — —)	
8 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
9 他の地方公共団体における登録番号及び登録年月日	登録を受けた地方公共団体名	登録番号	登録年月日

注1 「登録の種類」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

2 新規登録の場合は、記入しないでください。

誓 約 書

登録申請者(法人である場合にあつてはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。)は、那覇市屋外広告物条例第39条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

登録申請者

氏 名 印

(法人にあつては、名称)

(法定代理人の氏名 印)

那覇市長 様

第23号様式(第25条関係)

略 歴 書

区 分(注1)		登録申請者本人 ・ 法人の役員 ・ 法定代理人(注2)	
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		〒 (電話番号 — —)	
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年月日	年 月 日
略 歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 印			

注1 区分については、いずれか該当するものに○印を付けてください。

2 法定代理人が法人である場合は、当該法人の役員について、記入してください。

第24号様式(第26条関係)

屋外広告業者登録事項変更届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第40条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあつては、 名称、代表者の氏名 及び生年月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別(注) 1 法人 2 個人		
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)	〒 (電話番号 — —)		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

注 「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

第25号様式(第27条関係)

屋外広告業者登録簿

登録番号	第 号		登録年月日	平成 年 月 日
			有効期間満了年月日	平成 年 月 日
法人・個人の別(注)	1 法人 2 個人			
フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあつては、 名称、代表者の氏名 及び生年月日)	生年月日 年 月 日			
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)	〒 (電話番号 — —)			
那覇市の区域内に おいて営業を行う 営業所の名称及び 所在地	名称			
	所在地	〒 (電話番号 — —)		
	業務主任者	氏 名	資 格	
法人である場合の その役員の職名及 び氏名	職 名		フリガナ 氏 名	
未成年者である場 合の法定代理人の 氏名及び住所 (法人にあつては、 名称、代表者の氏名 及び主たる事務所 の所在地)	フリガナ 氏 名	(生年月日 年 月 日)		
	住 所	〒 (電話番号 — —)		
他の地方公共団体 における登録状況	地方公共団体名	登録年月日	登 録 番 号	備 考
		年 月 日		
		年 月 日		

注 「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

第26号様式(第27条関係)

屋外広告業者登録済証

登録番号

商号又は氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第38条第2項の規定により、屋外広告業者登録簿に登録をした者であることを証明する。

年 月 日

那覇市長 印

注1 屋外広告業の廃業等又は登録事項の変更があつた場合、その旨を那覇市長に届け出なければなりません。

2 屋外広告業の廃業等をしたときは、この証を添付して届出をしてください。

第27号様式(第28条関係)

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第42条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号 (届出番号)	第 号 (第 号)
登録年月日 (届出年月日)	年 月 日 (年 月 日)
フリガナ 氏名(商号) (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	法人・個人の別(注) 1 法人 2 個人
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 — —)
届出の理由(注)	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産による解散 4 解散(2及び3を除く。) 5 那覇市の区域内における屋外広告業の廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出者との関係(注)	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 精算人 5 本人

注 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出者との関係」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

第28号様式(第30条関係)

屋外広告物講習会受講申込書		
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>那覇市長 様</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>写 真</p> <p>上半身脱帽、最近6月以内に撮影のもの</p> <p>5cm×4cm (縦×横)</p> </div>	
申込者	フリガナ氏名	
	住 所	〒
	生年月日	年 月 日
	電話番号	— —
<p>講習科目の一部免除について(※受講料を免除するものではありません。)</p> <p>次の資格を有する方は、講習科目のうち「施工に関する事項」の受講が免除されます。受講の免除を希望する場合は、該当する資格の□にレを記入し、当該資格を証する証書等の写し(複数の資格を有するときは、いずれか一つ)を添付してください。</p> <p>資格</p> <p>(1) 建築士法第2条第1項の建築士の資格を有する者 <input type="checkbox"/>一級建築士 <input type="checkbox"/>二級建築士 <input type="checkbox"/>木造建築士</p> <p>(2) 電気工事士法第2条第4項の電気工事士の資格を有する者 <input type="checkbox"/>第一種電気工事士 <input type="checkbox"/>第二種電気工事士</p> <p>(3) 電気事業法第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 <input type="checkbox"/>第一種電気主任技術者免状 <input type="checkbox"/>第二種電気主任技術者免状 <input type="checkbox"/>第三種電気主任技術者免状</p> <p>(4) 職業能力開発促進法に規定する職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定に合格した者又は職業訓練の課程を修了した者であって、帆布製品製造取付けに係るもの <input type="checkbox"/>帆布製品製造に係る職業訓練指導員の免許を所持する者 <input type="checkbox"/>帆布製品製造に係る技能検定に合格した者 <input type="checkbox"/>帆布製品製造に係る職業訓練の課程を修了した者</p>		

第 号

屋外広告物講習会修了証書

氏 名

生年月日 年 月 日生

那覇市屋外広告物条例第44条第1項の講習会の課程を修了した者であることを証明する。

年 月 日

那覇市長 印

第30号様式(第32条関係)

業務主任者資格認定申請書

年 月 日

那覇市長 様

住 所

氏 名 印

電話番号

生年月日 年 月 日 生

那覇市屋外広告物条例第45条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有することの認定を、次のとおり申請します。

認 定 の 資 格	職歴 (注1)	営業所名	所在地	職 名	職務内容	在職期間	
格	法令違反の有無(注2)				認 定 資 格 判 定	(注3) ※	
参 考 事 項	他の地方公共団体における業務主任者の資格認定等(注4)			都・道・府・県・市 年 月 日 第 号			
	その他						

注1 職歴を証明する書類を添付してください。

2 法令違反の有無の欄には、過去5年間に於ける屋外広告物に関する法令違反の有無を記入し、違反がある場合は、併せてその違反の内容の概要を記入してください。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

4 資格を証する書面の写しを添付してください。

第31号様式(第32条関係)

第 号

認定証

氏 名

生年月日 年 月 日生

那覇市屋外広告物条例第45条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者であることを証明する。

年 月 日

那覇市長 印

第32号様式(第33条関係)

屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
業務主任者の氏名	

35センチメートル

40センチメートル

第33号様式(第33条関係)

屋外広告業者届出済票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
届出番号	第 号
届出年月日	年 月 日
営業所名	
業務主任者の氏名	

35センチメートル

40センチメートル

第34号様式(第34条関係)

屋外広告物契約台帳			
事業年度			
整理番号			
注文者の氏名又は名称			
注文者の住所	〒 (電話番号 — —)		
広告物等を表示し、又は設置した場所			
表示し、又は設置した広告物等	名称又は種類		数量
広告物等を表示し、又は設置した年月日	年 月 日		
請負金額			

第35号様式(第35条関係)

(表)

特例屋外広告業者届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第50条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

※ 登録番号(注1)	第 号	
※ 登録年月日(注1)	年 月 日	
1 フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名及び生年月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別(注2) 1 法人 2 個人	
2 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 — —)	
3 那覇市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	名 称	
	所在地	〒 (電話番号 — —)

(裏)

4 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	フリガナ 氏 名		
	資 格		
	所属営業所名		
5 沖縄県屋外広告物条例第29条の登録番号及び登録年月日	登録番号	第 号	
	登録年月日	年 月 日	
6 他の地方公共団体（沖縄県を除く。）における登録番号及び登録年月日	登録を受けた地方公共団体名	登録番号	登録年月日

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

特例屋外広告業者届出済証

届出番号

商号又は氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第50条第3項の規定により、屋外広告業の届出をした者であることを証明する。

年 月 日

那覇市長 印

注1 屋外広告業の廃業等又は登録事項の変更があつた場合、その旨を那覇市長に届け出なければなりません。

2 屋外広告業の廃業等をしたときは、この証を添付して届出をしてください。

第37号様式(第36条関係)

特例屋外広告業者届出事項変更届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者
住 所
氏 名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第50条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号	第 号		
届出年月日	年 月 日		
フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあつては、 名称、代表者の氏名 及び生年月日)	生年月日	年 月 日	法人・個人の別(注) 1 法人 2 個人
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)	〒 (電話番号 — —)		
沖縄県屋外広告物 条例第29条の登録 番号及び登録年月 日	登録番号	第 号	
	登録年月日	年 月 日	
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

注 「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

第38号様式(第37条関係)

特例屋外広告業者届出簿

届出番号	第 号	届出年月日	平成 年 月 日	
法人・個人の別(注)	1 法人 2 個人			
フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあつては、 名称、代表者の氏名 及び生年月日)	生年月日 年 月 日			
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)	〒 (電話番号 — —)			
那覇市の区域内に おいて営業を行う 営業所の名称及び 所在地	名称	〒		
	所在地	(電話番号 — —)		
	業務主任者	氏 名	資 格	
沖縄県屋外広告物 条例第29条の登録 番号及び登録年月 日	登録番号	第 号		
	登録年月日	年 月 日		
他の地方公共団体 における登録状況	地方公共団体名	登録年月日	登録番号	備 考
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

注 「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

第39号様式(第38条関係)

屋外広告業者監督処分簿

登録番号 (届出番号)	第 号 (第 号)
登録年月日 (届出年月日)	年 月 日 (年 月 日)
氏名(商号) (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 — —)
処分年月日	
処分の内容	
処分の根拠となった条例の条項	
処分の期間	
処分の原因となった事実	
備 考	

第1号様式(第2条関係)
第2号様式(第3条関係)
第3号様式(第3条関係)
第4号様式(第3条関係)
第5号様式(第4条関係)
第6号様式(第5条、第8条関係)
第7号様式(第5条関係)
第8号様式(第5条関係)
第9号様式(第6条関係)
第10号様式(第6条関係)
第11号様式(第13条関係)
第12号様式(第13条関係)
第13号様式(第14条関係)
第14号様式(第16条、第22条関係)
第15号様式(第17条関係)
第16号様式(第19条関係)
第17号様式(第20条関係)
第18号様式(第22条関係)
第19号様式(第22条関係)
第20号様式(第22条関係)
第21号様式(第24条関係)
第22号様式(第25条関係)
第23号様式(第25条関係)
第24号様式(第26条関係)
第25号様式(第27条関係)
第26号様式(第27条関係)
第27号様式(第28条関係)
第28号様式(第30条関係)
第29号様式(第31条関係)
第30号様式(第32条関係)
第31号様式(第32条関係)
第32号様式(第33条関係)
第33号様式(第33条関係)
第34号様式(第34条関係)

第35号様式(第35条関係)

第36号様式(第35条関係)

第37号様式(第36条関係)

第38号様式(第37条関係)

第39号様式(第38条関係)